

国際調査機関 PH	フィリピン知的所有権庁	附属書 D PH
調査手数料（PCT規則16） <sup>1</sup>	米国・ドル（USD） ユーロ（EUR） スイス・フラン（CHF）	1,000 849 916 400 <sup>2</sup> 339 <sup>2</sup> 366 <sup>2</sup>
追加の調査手数料（PCT規則40.2） <sup>3</sup>	USD 1,000	400 <sup>2</sup>
国際調査報告に列記された文献の写し （PCT規則44.3）	当該国際調査機関は、国際調査報告を電子メールで送付する場合、列記された文献の電子形式による写し1通を無料で出願人に提供する。国際調査報告を郵送する場合、写しは提供されない。	
写しの入手方法	指定（選択）官庁は pct@ipophl.gov.ph に電子メールで請求することによって、写しを無料で利用できる。出願人は下記の手数料を支払う。	
手数料	書類1通につき USD	20 8 <sup>2</sup>
国際出願の一件書類中の文献の写しのため の手数料（PCT規則94.1の3）	書類1通につき USD	20 8 <sup>2</sup>
調査手数料の払戻しの条件及び額	過誤又は超過の料金は払い戻す  国際調査の開始前にPCT第14条(1)，(3)又は(4)の規定により、国際出願が取下げられた又は取下げられたものとみなされた場合：100%払戻し  当該調査機関が先の調査から利益を得る場合：利益を得る程度に応じて50%払戻し	
異議申立手数料（PCT規則40.2(e)）	USD 500	200 <sup>2</sup>
遅延提出手数料（PCT規則13の3.1(c)）	USD 250	100 <sup>2</sup>
国際調査のために受理する言語	英語	
国際調査機関は、電子形式によるヌクレオチド・アミノ酸の配列リストを要求するか（PCT規則13の3.1）？	要求する	
機関が要求する電子媒体の種類	CD-R，DVD-R	

[次頁に続く]

- この手数料は、受理官庁が認める通貨（複数の通貨があればそのうち1つ）で受理官庁に支払う（附属書C参照）。
- この額は、出願人が小企業、すなわち資産が1億ペソ（P100M）以下の自然人若しくは法人、又はフィリピン政府の組織、当局、官庁、行政局、行政単位であって、政府が所有又は管理する企業、国立大学及び単科大学、並びに政府が所有又は経営する学校を含むものに該当する場合に適用される。
- この手数料は、特別の事情がある場合にのみ国際調査機関に支払う。

PH	フィリピン知的所有権庁 (続き)	PH
調査しないこととしている対象	PCT規則39.1(i)から(vi)までに掲げる対象。ただし、フィリピンの国内特許法の規定に従い特許付与手続において調査されるいずれかの対象を除く。	
委任状の提出要件の放棄		
国際調査機関は、別個の委任状を提出する要件を放棄しているか？	している <sup>4</sup>	
別個の委任状が要求される特別の状況	当該官庁が、代理人が選任した復代理人、若しくは共通の代表者が選任した新たな代理人から通告又は通知を受領した時；又は、当該官庁が、出願人により以前に選任された代理人若しくは共通の代理人に代わって、出願人により選任された代理人若しくは共通の代表者から通告又は通知を受領した時；又は、当該官庁が、願書様式に記載されていなかった追加出願人の氏名若しくは名称を提出する代理人又は共通の代表者から通告又は通知を受領した時	
国際調査機関は、包括委任状の写しを提出する要件を放棄しているか？	している <sup>4</sup>	
包括委任状の写しが要求される特別の状況	当該官庁が、代理人が選任した復代理人、若しくは共通の代表者が選任した新たな代理人から通告又は通知を受領した時；又は、当該官庁が、出願人により以前に選任された代理人若しくは共通の代理人に代わって、出願人により選任された代理人若しくは共通の代表者から通告又は通知を受領した時；又は、当該官庁が、願書様式に記載されていなかった追加出願人の氏名若しくは名称を提出する代理人又は共通の代表者から通告又は通知を受領した時	

4 国際段階において代理人又は共通の代表者がいずれかの取下げ通知を行う場合（PCT規則90の2.1から90の2.4；国際段階の11.048項も参照）、委任状の要件の放棄は適用されない（PCT規則90.4(e)及び90.5(d)）。